

平成 24 年度

南相馬市財政・経営健全化
審 査 意 見 書

南相馬市監査委員

25監 第71号
平成25年8月29日

南相馬市長 桜井 勝延 様

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 西 一 信

財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成24年度南相馬市健全化判断比率及び証拠書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成24年度 南相馬市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年7月23日から平成25年8月28日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	－	－	12.59
② 連結実質赤字比率	－	－	17.59
③ 実質公債費比率	14.4	15.2	25.0
④ 将来負担比率	21.0	82.4	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－」表示としている。

第5 比率の概要

(1) 実質赤字比率について

一般会計等における実質収支額は、前年度に比較し66,338千円増の2,177,977千円の黒字となっており、実質赤字比率を算定すべき要件には該当していない。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等と公営事業会計の実質収支額等を合計した額は、前年度に比較し913,376千円増の9,603,937千円の黒字となっており、連結実質赤字比率を算定すべき要件には該当していない。

(3) 実質公債費比率について

平成 22 年度から平成 24 年度の 3 ヶ年平均による実質公債費比率は 14.4%であり、前年度に比較し 0.8 ポイント低下しており、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 21.0%であり、前年度に比較し 61.4 ポイント低下しており、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

第 6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

25監 第72号
平成25年8月29日

南相馬市長 桜井 勝延 様

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 西 一 信

経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度南相馬市公営企業資金不足比率及び証拠書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成24年度 南相馬市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年7月23日から平成25年8月28日まで

第3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
① 水道事業会計	—	—	20.0
② 工業用水道事業会計	—	—	20.0
③ 病院事業会計	—	—	20.0
④ 下水道事業会計	—	—	20.0
⑤ 簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
⑦ 工場用地等整備事業特別会計	—		20.0

※資金不足額がないため、資金不足比率を「—」表示としている。

※工場用地等整備事業特別会計については、決算統計上の区分変更に伴い、24年度より資金不足比率の算定対象となる。

第5 比率の概要

各会計とも資金不足を生じていないため、資金不足比率を算定すべき要件に該当していない。

第6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。